

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 策定の背景

平成 17 年（2005 年）に食育基本法が制定され、食育は「生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、『食』に関する知識、選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること」と位置付けられました。

本県には、四季折々の豊かな自然環境を活かしながら、営々と積み重ねられてきた農業や伝統文化が息づいており、地域ごとに多彩な食文化が育まれ、受け継がれています。

そして、健康づくりや食文化の継承を支える食育ボランティア^{※1}の活発な取組により、「食」は長野県の「健康長寿の礎」となってきました。

その長野県の「食」を次世代へ継承するために、県では平成 20 年（2008 年）3 月に「長野県食育推進計画」（平成 20 年度～平成 24 年度）、平成 25 年（2013 年）3 月に「長野県食育推進計画（第 2 次）」（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定し、県民一人ひとりが健全な食生活を実践するとともに、食文化を継承できるよう、家庭、学校、生産者、食育ボランティア、地域における様々な関係者とともに、幅広く食育に取り組んできました。

そして、平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「長野県食育推進計画（第 3 次）」（平成 30 年度～令和 4 年度）では、これまでの理念を引き継ぎ、全国トップレベルの健康長寿を継承、発展させるべく関係機関・団体との連携をさらに強化しながら食育を進めてきたところです。

その一方で、「食育」に関心のある若い世代の割合が低いことや、働き盛り世代の生活習慣病予防・高齢者世代の低栄養予防の必要性、世帯構造やライフスタイルが変化する中での家庭や地域における「共食^{※2}」の機会の減少、郷土食・伝統食^{※3}の継承、食品ロスの削減など、引き続き取り組んでいくべき課題は、社会情勢等の変化^{※4}を背景としますますます複雑・多様化しています。

こうしたこれらの課題について、新たな視点^{※4}を踏まえながら積極的に対応していくことが求められています。

(2) 策定の趣旨

社会情勢等の変化を背景とした複雑・多様化する課題に対応するため、新たな視点を踏まえ、食育活動を担う様々な関係者の協力・連携のもと、組織的に食育を展開するための推進計画を策定するものです。

※1 食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や長野県農村生活マイスター協会の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方々。

※2 共食

家族や友人や地域の人など「誰かと一緒に食べること」。食事を食べる以外にも、献立を考えたり、一緒に料理を作ることなども含まれる。

※3 郷土食・伝統食

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理郷土食（例おやき、ニラせんべい、やししょうま、笹ずし、おなっとう、ススキ漬け、五平餅など）

※4 社会情勢の変化・新たな視点

- ・核家族化、単身世帯増、高齢化の進行
- ・価値観の多様化、社会のデジタル化
- ・コロナ禍の影響、頻発する自然災害
- ・生活困窮者の増、物価高騰、食糧問題
- ・地域共生社会、循環経済への転換
- ・SDGs、エシカル消費 など

2 計画の性格

この計画は、食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画です。

また、「長野県総合5か年計画」を推進するための個別計画であり、「信州保健医療総合計画」、「長野県食と農業農村振興計画」、「長野県教育振興基本計画」、「長野県高齢者プラン」等と整合を図りながら、一体的な食育の推進を図ります。

3 計画の基本方針

この計画の、基本方針は以下のとおりです。

- ・長野県の食育推進の基盤とすること
- ・国が策定している第4次食育推進基本計画の基本的な取組方針を参考とすること
- ・県民、関係機関・団体の幅広い協力を得て策定・推進すること
- ・長野県の実情に即した計画とすること
- ・具体的な指標と目標を設定すること
- ・具体的な取組を記載すること
- ・関連する他の計画との整合を図ること

4 計画の期間

令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年とする5か年計画です。

5 取組及び指標

本計画で設定している「若い世代への食育」、「世界一の健康長寿を目指す食育」、「食の循環と地域の食を意識した食育」、「信州の食を育む環境づくり」の4つの基本分野において、それぞれの「目指す姿」を明らかにした上で、そのために必要な「県民の取組」、さらには県民の取組を支えるために必要な「関係機関・団体の取組」及び「長野県の取組」を記載します。

分野ごとの指標の設定に当たっては、可能な限り数値化したものを用いて計画の進捗状況を把握します。

6 計画の推進、進捗管理・評価

(1) 推進体制（図1）

県民運動としての食育推進を図るために県が設置している「信州の食を育む県民会議」を年1回以上開催して、計画の推進状況等を把握するとともに、同会議の構成団体（表1）は、計画内容をそれぞれの取組に反映します。

また、「信州の食を育む県民会議」の構成団体は、食育の推進に関連のある機関や団体に向けて、本計画の趣旨を踏まえた取組の実践を、様々な機会を通じて呼びかけます。

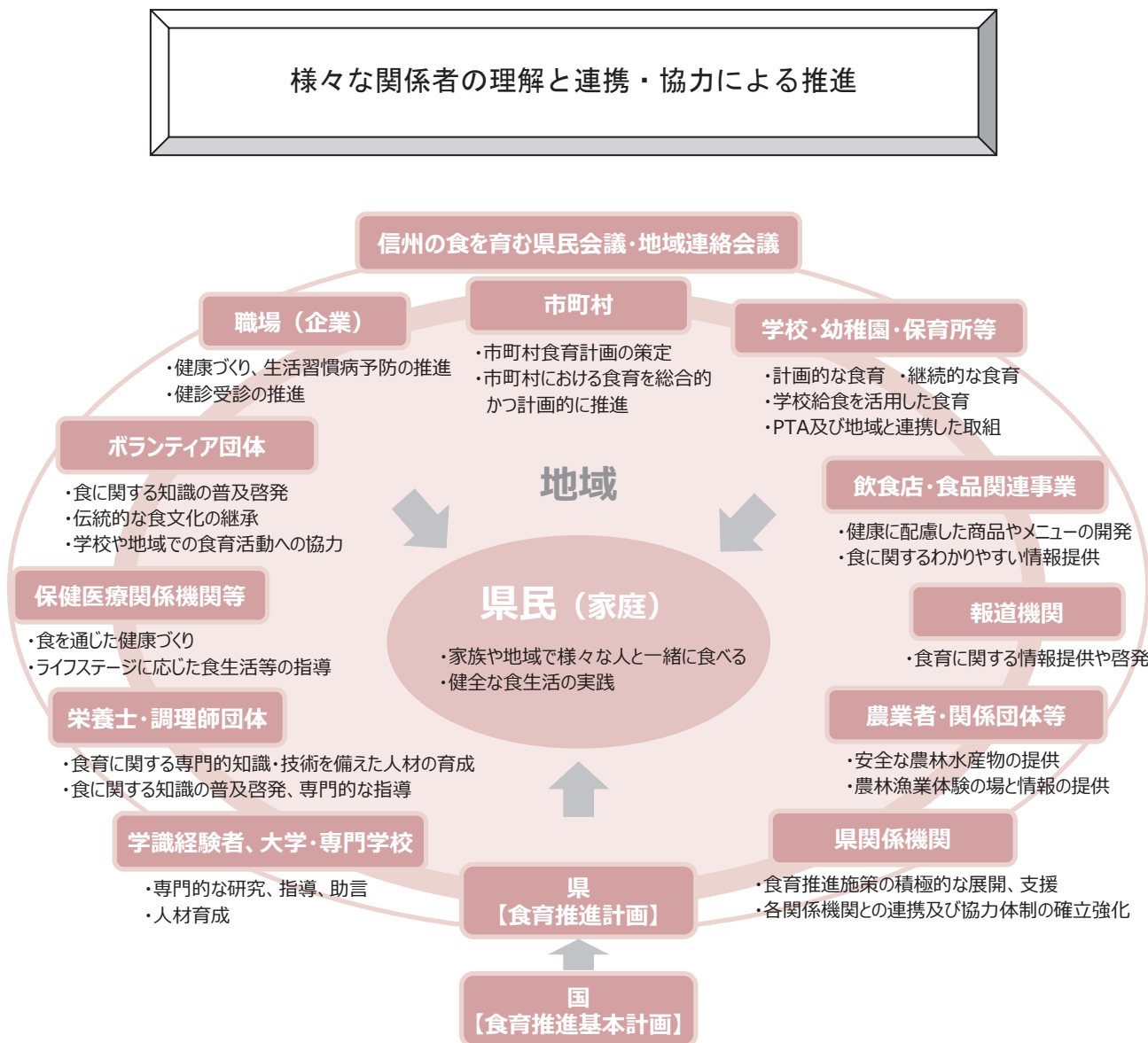
さらに、食育の推進に関係のある機関や団体が、県民の身近なところで連携して食育に取り組むため、保健福祉事務所が県内10圏域ごとに設置している「地域食育連絡会議」などを活用して、地域の実情に応じた取組の実践を進めます。

【表1】 「信州の食を育む県民会議」構成団体名簿（令和5年3月現在）

区 分	団 体 名
医療・保健等関係	一般社団法人 長野県医師会
	一般社団法人 長野県歯科医師会
	公益社団法人 長野県栄養士会
	一般社団法人 長野県調理師会
	一般社団法人 長野県食品衛生協会
	一般社団法人 全日本司厨士協会 長野県本部
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県小学校長会
	長野県中学校長会
	長野県高等学校長会
	一般社団法人 長野県保育連盟
	一般社団法人 長野県私立幼稚園・認定こども園協会
	長野県学校保健会 栄養教諭・学校栄養職員部会
	長野県PTA連合会
公益財団法人 長野県学校給食会	
流通・消費者関係	長野県生活協同組合連合会
	長野県消費者の会連絡会
農業関係	一般社団法人 長野県農業会議
	長野県農業協同組合中央会
	長野県農村文化協会
	関東農政局
食育ボランティア	長野県食生活改善推進協議会
	長野県農村生活マイスター協会
市町村	長野県市長会
	長野県町村会
	長野県市町村教育委員会連絡協議会
県	長野県教育委員会
	長野県

【図1】 食育の推進体制

食育の推進体制



（2）県民運動の推進

「信州の食を育む県民会議」の構成団体をはじめ、県内外の関係機関・団体は、それぞれの事業計画等に基づき、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民と共に食育を県民運動として展開していきます。

（3）食育の推進に関する実態把握

食育の推進に関する調査や統計資料を活用して実態把握（表2）を行い、計画の進捗管理や評価等に活用します。

【表2】 食育の推進に関する実態把握

調査・統計資料名	担当課等	備考
県民健康・栄養調査	長野県	3年に1度実施
県民歯科保健実態調査	長野県	6年に1度実施
児童生徒の食に関する実態調査	長野県教育委員会	3年に1度実施
長野県学校保健統計調査	〃	毎年
食育推進計画等に関する調査	農林水産省	毎年
国勢調査	総務省	5年に1度実施
一般廃棄物処理事業実態調査	環境省	毎年
都道府県別生命表	厚生労働省	5年毎に公表
人口動態統計	〃	毎年
全国学力・学習状況調査	文部科学省	毎年
県政モニター調査	長野県	毎年
食育関係状況調査	関係機関・団体	随時

(4) 進捗管理・評価

計画の進捗状況を把握するための指標を設定し、入手できる統計資料を十分に活用して評価を実施するとともに、アンケート調査等により取組の実態を把握します。

計画に記載されているそれぞれの取組や指標及び目標についての進捗管理や評価を毎年度実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、計画期間の終了後に、期間を通じた評価を実施し、次期計画の策定に反映します。

(5) 進捗状況・評価の公表

県は、計画の進捗状況や評価を「信州の食を育む県民会議」に報告するとともに、県ホームページへの掲載等を通じて県民に公表します。